

岸和田市 不育症治療助成のご案内

岸和田市では、新しい命をのぞむお2人のあゆみを経済面からそっとお手伝いするため、**保険適用外の不育症治療に要する費用の一部を助成しています。**

「不育症」とは、2回以上の流産や死産などを経験された方をいいます。おひとりで悩まずにまずはご相談ください。



助成の対象となる方

- ・医師の診断：
国内の医療機関で、不育症治療の必要があると医師に診断されること。
 - ・お住まい：
申請日に、ご夫婦のどちらか一方、または両方が岸和田市に住民登録されていること
- ※【事実婚のご夫婦も対象です】
住民票で同世帯、共同生活を送っているなど条件が必要になります。詳しくはお問い合わせください。
- ・ご年齢：
治療開始日の時点で、妻の年齢が43歳未満であること

助成される金額と回数

- ・助成金額：
1年度につき上限30万円まで助成します。
- ・助成回数：
同じ年度のなかで、1回限りとします。

※治療が終了した日から3か月以内、またはその年度末（3月31日）の、いずれか遅い日までにお手続きをお願いします。

助成の対象となる治療・費用

国内の医療機関で行われた、不育治療を受けた年度（4月1日～翌年3月31日まで）における「保険適用外」の治療費や検査費が対象です。

⚠ 以下は対象外になりますのでご注意ください。

- ・大阪府等が実施する不育症検査費用助成事業である「先進医療」の不育症検査に要した費用
- ・入院時食事療養費、差額ベッド代、文書料、交通費、出産費などその他不育症治療に直接関係のない費用
- ・医師の処方箋によらない医薬品（市販薬やサプリメント等）の購入費用
- ・他の市区町村から、すでに同じ不育症治療に関する助成金を受けている方

ご申請に必要なもの

- ★ 岸和田市不育症治療費助成申請書
- ★ 岸和田市不育症治療受診等証明書
- ★ 夫婦であることを証する書類（戸籍謄本。3か月以内のもの）
- ★ 事実婚関係にあるお2人は、それぞれの戸籍謄本と事実婚関係に関する申立書
- ★ 不育症治療に要した費用が記載された領収書及び明細書の原本
- ★ お振り込み先の口座が確認できるもの（通帳やキャッシュカードのコピー等）

少しでも気になることや不明な点がございましたら、担当窓口までご相談ください。

お問い合わせ先

〒596-0045

岸和田市別所町3丁目12番1号

こども家庭すこやかセンター

岸和田市こども家庭応援部こども家庭課

TEL：072-423-8812（直通）



詳しい内容や手続きの流れ、各種書類のダウンロード、よくある質問等は、こちらの岸和田市ホームページからご確認いただけます。

